

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の項目のすべての条件を満たす者

(1) 予算決算及び会計令第70条、第71条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別な理由のある場合に該当する。

(2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(6) 令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けたもので、

「物品の販売」の等級が「D」以上に格付けされ、競争参加資格地域が東海・北陸地域の競争参加資格を有する者

2 落札決定に関する事項

(1) **単価による。**

(2) 入札単価が当隊所定の予定価格以内の最低入札者を落札者とする。但し、同価の場合は抽選による。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

3 違約金に関する事項

(1) 落札者が契約締結に応じない場合は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の5に相当する金額を、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

**数量は予定数量で、増減が有る事を理解し入札に参加すること。**

**予定数量超過を理由に納品できない場合は、状況により違約金を徴収する。**

4 入札の無効に関する事項

(1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札金額、入札者の氏名が判別し難いもの。

(3) 電報、電話等による入札

(4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他入札に関する条件に違反した入札

5 契約書等

落札決定後遅滞なく作成する。

6 その他

(1) 別添、市場価格調査依頼に協力されたい。（13日17時00分提出）

(2) 規格は、富士地区自衛隊共通使用の「糧食品規格書」及び付記された補備規格とする。

**特に冷凍食品の国産品は日本冷凍食品協会の認定証マーク付きとする。**

(3) 代理人が入札に参加する場合は、必ず委任状を入札開始前までに提出すること。

(4) 入札単価は、規格及び単位を必ず確認すること。

(5) 会計隊事務室に備え付けの「入札及び契約心得」及び「標準契約（請）書」を熟読のうえ、入札に参加すること。

(6) 郵便による入札は初回のみ有効とし、再度入札は認めない。（19日17時00分必着）

**（封書には、会社名、入札日時及び件名を記載し、朱書で「入札書在中」と明記すること。）**

(7) 見本提出品目については、内訳書摘要欄を必ず確認すること。

7 問い合せ先

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班（担当：永沢）

TEL 0550-89-0711（内線463、FAX487）

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)